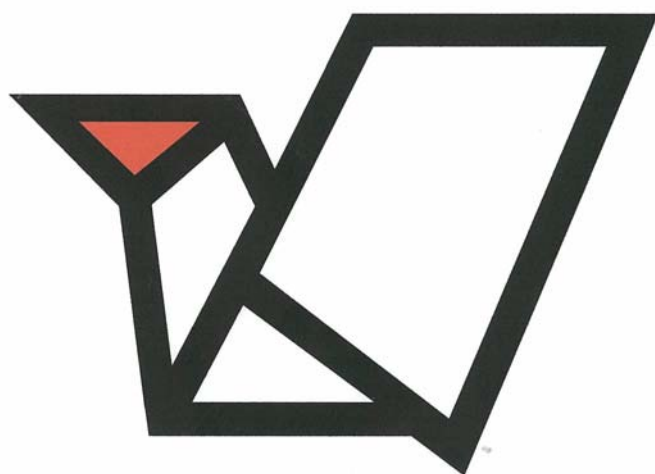


令和4年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会 議会運営委員会



令和4年9月2日

令和4年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会

議会運営委員会記録①

(目次)

議題・場所	1
出席委員の氏名	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
臨時委員長の指名	2
開会	2
傍聴の許可	2
委員長の選挙	2
副委員長の選挙	3
委員席の指定	3
令和4年第2回定例会の日程について	
説明	
・光山書記長	3
閉会	5
記録署名	5

(資料)

議会運営委員会配付資料①	・議会運営委員会次第
	・議会運営委員会座席表
	・議事日程表 (第1号)
	・議事日程表 (第2号)

議会運営委員会記録②

(目次)

議題・場所	1
出席委員の氏名	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	1
開会	2
傍聴の許可	2
陳情第3号 10月からの後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施の中止または延期を求める意見書提出の陳情	
陳情第4号 後期高齢者医療の健康診査の健診項目に、聴力検査を加えることを求める意見書提出の陳情	
陳情要旨朗読(陳情第3号)	
・光山書記長	2
事務局見解(陳情第3号)	
・谷口事務局長	2
質問(陳情第3号)	
・梶尾明委員	3
・谷口事務局長	3
討論(陳情第3号)	
・関沢敏行委員	4
採決(陳情第3号)	5

陳情要旨朗読(陳情第4号)	
・光山書記長	5
事務局見解(陳情第4号)	
・谷口事務局長	5
討論(陳情第4号)	
・佐藤貴子委員	5
採決(陳情第4号)	6
閉会中継続審査について	6
委員会報告書の作成について	6
閉会	6
審査結果	7
記録署名	7

(資料)

- 議会運営委員会配付資料②
- ・議会運営委員会次第
 - ・陳情文書表及び陳情書

○議題・場所

令和4年9月2日 午後2時48分 開会

於：かながわ労働プラザ 第3会議室

- (1) 臨時委員長の指名について
- (2) 傍聴の許可について
- (3) 委員長の選挙について
- (4) 副委員長の選挙について
- (5) 委員席の指定
- (6) 令和4年第2回定例会の日程について
- (7) その他について

○出席委員（8名）

梶尾 明	納所 輝次
鈴木 朋子	佐藤 貴子
関沢 敏行	井上 武
寺田 弘子	吉田 敏郎

議長	河野 ゆかり
副議長	山本 俊明

○説明のため出席した者

事務局長	谷口 千尋
企画課長	海老塚 孝之
保健事業担当課長	前村 里美
資格保険料課長	今井 ゆき
給付課長	増島 儀行

○職務のため出席した者

書記長	光山 秀秋
書記	後藤 伸一
書記	大貫 瞳
書記	岡本 良
書記	佐藤 千鶴

【臨時委員長の指名について】

○書記長（光山 秀秋君）

書記長の光山でございます。はじめに、議題 1 の臨時委員長の指名について、でございますが、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会条例第 7 条第 2 項の規定により、年長委員が職務を代理することとなっております。ただいまの出席委員中、年長委員でいらっしゃいます、吉田敏郎委員に、臨時委員長をお願いいたします。それでは吉田委員、臨時委員長席へ御着席をお願いいたします。

○臨時委員長（吉田 敏郎君）

ただいま、御指名を受けましたので、私が臨時委員長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

ただいまの出席委員は 8 名で、定足数に達しております。

ただいまから、議会運営委員会を開きます。

本委員会は、議事説明のため、議会運営委員会条例第 18 条の規定により、広域連合事務局職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

【傍聴の許可について】

○臨時委員長（吉田 敏郎君）

まず、議題 2 の傍聴の許可について、お諮りいたします。

一般及び報道関係者について、本委員会の傍聴を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって傍聴を許可することに決定いたしました。

（傍聴者入場）

【委員長の選挙について】

○臨時委員長（吉田 敏郎君）

それでは、議題 3 の委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 121 条第 5 項の規定により、指名推選とし、臨時委員長から指名することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって臨時委員長から指名することに決定いたしました。

委員長に寺田弘子委員を指名いたします。

これにより、寺田委員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました寺田弘子委員が委員長に当選されました。それでは、委員長から御挨拶をいただきたいと思ひます。

○委員長（寺田 弘子君）

ただいま御指名をいただきまして、委員長に就任いたしました相模原市の寺田弘子でございます。河野議長、山本副議長の御力添えをいただきながら、円滑な委員会運営に努めてまいり

たいと思っておりますので、どうぞ皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

○臨時委員長（吉田 敏郎君）

ありがとうございました。それでは、委員長と席を交代いたします。

【副委員長の選挙について】

○委員長（寺田 弘子君）

続いて、議題4の副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、会議規則第121条第5項の規定により指名推選とし、委員長から指名することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって委員長から指名することに決定いたしました。

副委員長に吉田敏郎委員を指名いたします。

これにより、吉田委員を当選人とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました吉田敏郎委員が副委員長に当選されました。

それでは、副委員長席へ御着席願います。

それでは、副委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

○副委員長（吉田 敏郎君）

ただいま、副委員長に御指名いただきました吉田敏郎でございます。

寺田委員長、河野議長、山本副議長と協力し、公正で中立な議会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（寺田 弘子君）

ありがとうございました。

【委員席の指定】

○委員長（寺田 弘子君）

次に、委員席についてですが、ただいま御着席の席を指定させていただきます。

【令和4年第2回定例会の日程について】

○委員長（寺田 弘子君）

それでは、議題5の令和4年第2回定例会の日程について議題といたします。

書記から説明をお願いいたします。

光山書記長。

○書記長（光山 秀秋君）

失礼ではございますが、着席のまま御説明させていただきます。

本日の議事日程について、御説明します。お手元でございます配付資料①の3ページ、議事日程表第1号及び、4ページの議事日程表第2号を御覧ください。

【日程第1】から【日程第6】までは、既に議事が終了しておりますので、説明を省略いたします。

【日程第7】、議席の指定でございます。現在議場で御着席の席を指定いただきます。

【日程第 8】、会議録署名議員の指名でございます。議長からお 2 人を指名していただきます。

【日程第 9】、会期の決定でございます。

【日程第 10】、諸般の報告といたしまして、議長から例月出納検査の結果を御報告いただきます。

【日程第 11】、一般質問でございます。本件につきましては、花上喜代志議員及び白井正子議員から、質問の通告が出ております。

【日程第 12】、令和 3 年度の債権放棄について、御報告するものでございます。

【日程第 13】、神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の専決処分について、御報告するものでございます。

【日程第 14】、神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御審議いただくものでございます。

【日程第 15】、令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について、御審議いただくものでございます。本件につきましては、白井正子議員から、反対討論の通告が、また、寺田弘子議員から、賛成討論の通告が出ております。

【日程第 16】、令和 3 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御審議いただくものでございます。本件につきましては、白井正子議員から、質問の通告が出ております。

【日程第 17】、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて、御審議いただくものでございます。

【日程第 18】、陳情第 3 号、10 月からの後期高齢者医療の窓口負担 2 割に引き上げる改正法の実施の中止または延期を求める意見書提出の陳情についてでございます。

【日程第 19】、陳情第 4 号、後期高齢者医療の健康診査の健診項目に、聴力検査を加えることを求める意見書提出の陳情についてでございます。

最後に、本日の本会議と議会運営委員会を含めました全体の流れについて、御説明いたします。

この後、本委員会を閉会いただきましたら、概ね 5 分後に本会議を再開いただきます。本会議の日程につきましては、ただいま御説明しましたとおりですが、【日程第 18】及び【日程第 19】の陳情の取扱いにつきましては、会議規則により議会運営委員会に付託することとされております。従いまして、この陳情の審査のため、【日程第 18】及び【日程第 19】に入りましたところで、本会議を暫時休憩、本会議休憩中に議会運営委員会を開会、陳情を審査いただきます。そして、本委員会において採決の後、閉会中継続審査の申し出について協議していただき、委員会を閉会していただきます。

その後、本会議を再開、委員長報告、討論、採決となりますが、【日程第 18】及び【日程第 19】の 2 件の陳情に対しまして、白井正子議員から、賛成討論の通告が出ております。陳情の採決が終わりましたら、閉会中継続審査の申し出について議決いただき、最後に広域連合長から挨拶を申し上げ、閉会となります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（寺田 弘子君）

ただいま説明がありました日程について、何か御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

特になければ、第 2 回定例会の日程につきましては以上です。

【その他について】

○委員長（寺田 弘子君）

次に、議題6のその他について、委員の皆様から何か御発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでしたら議題は以上です。それでは、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。

次回の議会運営委員会は、本日、【日程第18】に入り本会議が休憩となりましたら、同じくこちらの部屋で開会しますので、お集まりくださいますようお願いいたします。

午後2時57分 閉会

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議会運営委員会臨時委員長 吉 田 敏 郎

議会運営委員会委員長 寺 田 弘 子

○議題・場所

令和4年9月2日 午後4時21分 開会

- (1) 傍聴の許可について
- (2) 陳情第3号及び第4号について
- (3) 閉会中継続審査について
- (4) 委員会報告書の作成について

○出席委員（8名）

梶尾 明	納所 輝次
鈴木 朋子	佐藤 貴子
関沢 敏行	井上 武
寺田 弘子	吉田 敏郎

議長	河野 ゆかり
副議長	山本 俊明

○説明のため出席した者

事務局長	谷口 千尋
企画課長	海老塚 孝之
保健事業担当課長	前村 里美
資格保険料課長	今井 ゆき
給付課長	増島 儀行

○職務のため出席した者

書記長	光山 秀秋
書記	後藤 伸一
書記	大貫 瞳
書記	岡本 良
書記	佐藤 千鶴

【傍聴の許可について】

○委員長（寺田 弘子君）

ただいまの出席委員は、8名でございます。定足数に達しておりますので、これより委員会を開会いたします。

本委員会は、議事説明のため、議会運営委員会条例第18条の規定により、広域連合事務局職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

それでは議題に入ります。

議題1の傍聴の許可について、お諮りいたします。一般及び報道関係者について、本委員会の傍聴を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって傍聴を許可することに決定いたしました。

（傍聴者入場）

【陳情第3号及び第4号について】

○委員長（寺田 弘子君）

次に、議題2の陳情について、議題といたします。配付資料②の3ページを御覧ください。陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。

光山書記長。

○書記長（光山 秀秋君）

陳情第3号、件名は、10月からの後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施の中止または延期を求める意見書提出の陳情です。受理は令和4年8月23日、陳情者は、75歳以上の医療費2割化反対実行委員会二村哲さんです。

陳情要旨は、「以下の内容で、国に対して意見書を提出すること。後期高齢者医療の窓口負担を2割に引き上げる改正法の実施を中止または延期すること。」です。以上です。

○委員長（寺田 弘子君）

事務局見解の説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

陳情第3号について、当局の見解を申し上げます。

今回の改正につきましては、負担能力のある後期高齢者の方には、可能な範囲でご負担いただくことにより、これまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するための制度改正であると認識しています。

導入に際しましては、長期頻回受診患者等への配慮措置として、2割負担への変更により影響が大きい外来患者について、施行後3年間、1か月分の負担増を、最大でも3千円に収まるような措置が導入されます。

さらに10月1日の制度施行に当たり、国や県、市町村と連携し、被保険者への個別通知や医療機関、高齢者施設等へのポスター掲出等を行うほか、コールセンターの拡充など、丁寧な広報、周知を図ってまいります。

なお、高齢者の健康保持については、積極的に市町村と連携し、健康診査や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を強化してまいります。

○委員長（寺田 弘子君）

ただいま説明がありましたが、何か御質問はございませんか。

梶尾委員。

○梶尾 明委員

前回の定例会のときに、同じく議会運営委員会の中で若干の質疑があったと思いますが、谷口事務局長から先ほどの配慮措置、内容や手続きも含めて見直しの目的や内容について丁寧に周知、ということで、対象となる方に配慮措置が確実に行き渡るように事前登録の勧奨などにしっかり取り組んでいく、また高齢者の健康保持についても、事業についてもしっかり対応、ということだったんですが、先ほどの一般質問の中で連合長から、未登録の方への対応等御説明がありましたけれども、実際に今登録されている方、その辺の詳細、少し具体的な数字と取組状況等について、改めてお伝えいただければと思います。

○委員長（寺田 弘子君）

ただいまの御質問に対し、答弁をお願いします。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

2割負担で配慮措置の対象となる方で、振り込み先の口座が未登録の方については、約17万7千人となっています。2割負担の方が34万3千人ですので、おおむね半分程度の方がまだ口座が未登録ということですので、その方たちに個別の案内をこれからお送りしまして、配慮措置をきちんと行き渡るようにしっかり対応していきたいと考えております。これまでの取組については、少し連合長の答弁と重なるところもありますが、御説明させていただきます。2割負担導入については、制度発足以来の大きな制度改正です。特に神奈川県における2割負担の対象者は大規模になることから、施行にあたっては丁寧な広報、周知ということを繰り返し御説明してまいりましたし、私どもも準備に取り組んできたところがございます。そのため、制度施行の直前だけではなく、令和3年度から、制度説明等を記載したリーフレットを市町村や関係機関で配架したり、ホームページの掲載を行ってまいりましたし、今年7月の被保険者証一斉更新時にも、概要リーフレットを同封して、すべての被保険者の皆様に個別の周知を図ってきたところです。先ほど委員からも御指摘いただきましたとおり、10月施行を間近に控えたこの9月は、もう準備の大詰めということになりますけれども、10月からお使いいただく被保険者証をこれから送付する形になります。その際に改めて、全員に概要リーフレットをお送りいたします。また、配慮措置の関係での振り込み先口座が未登録の方に対する事前申請についても、これから個別に御案内を行ってまいります。また、高齢者の皆様の目に留まりやすい医療機関等へのポスターやリーフレットの配布も行いますし、これから被保険者証が皆様のお手元に届きますので、市町村とも連携しまして、皆様の混乱を招かないように、理解を深めていただけるように、コールセンターを拡充することなどを含めまして、丁寧な通知や御説明に努めてまいります。

高齢者の健康保持については、4年度は、路線バスに健康診査の受診勧奨ポスターの掲出を考えております。また、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、市町村の保健事業を後押しする財政支援の拡充を行ったり、保健事業と介護予防を一体的に行う事業につきまして、全市町村での実施を目指して引き続き取り組んでまいります。やはり、高齢者のためのきめ細かな保健事業ということですと、私ども県内に1か所だけの広域連合といいますより、市町村との連携が非常に重要になってくると思いますので、いろいろな補助金の形ですとか、一体的実施を共に進めるですとか、そういう形で連携して取り組んでまいります。

○委員長（寺田 弘子君）

他に御質問はございませんか。

梶尾委員。

○梶尾 明委員

手短かに済ませますが、いろいろ議論されているとおり、高齢者の窓口負担の割合の引き上げというのは、特にコロナ禍ということで、顕著な受診抑制に拍車をかけているという、やっぱり皆さん思いは共有しているところはあるかと思うんですけど、症状の重症化とかいろいろ話されてきた中で、受診抑制であるとか、医療費の負担がかかると、配慮措置が3年間ということで、やっぱり先々に不安を抱えている高齢者の方が非常に多いのかなというところもございます。前回の3月のときに、しっかりと周知、徹底していくということ、事前登録の勧奨を進めていくというところで、現状 50 パーセントということで、残り1か月でどこまで進んでいくか、ぜひ皆さんにしっかりと周知していただきたいなと思うんですけど、高齢者の方がお困りになる状況がないようお願いしたいと思います。

○委員長（寺田 弘子君）

他に御質問はございませんか。

ないようですので、質問を終結します。

これより討論に移ります。討論はございませんか。

関沢委員。

○関沢 敏行委員

横須賀市議会公明党の関沢でございます。陳情第3号について、不採択とすべきとの立場から発言させていただきます。皆さんご存じのとおり、いわゆる団塊の世代が75歳以上になり始め、2042年頃には高齢者人口が3,935万人とピークを迎え、今後医療費の増大が避けられない状況となる予測がございます。現在も、現役世代が、後期高齢者の方々の医療費を賄うために、現役世代の皆様が納めた保険料から年間約7兆円規模の拠出をしており、今後はさらに拠出金が増大するとされています。そのような中で、一定の所得以上ある後期高齢者の方々の窓口負担を増やすことは、現役世代の負担を抑え、医療費制度の持続性を高めることにつながると思いますし、すべての世代が公平に支え合う全世代対応型の社会保障制度の実現が重要だと考えます。これはわが党が国会で様々な角度から議論を行い、国民に寄り添った改正法となっています。負担割合が1割から2割になっても、全てのケースで実際の負担額が2倍になるわけではございません。入院などで医療費が高額になる場合は所得に応じて窓口負担の上限を設ける高額療養費制度が適用されますし、受診控えを防ぐ観点から、施行後3年間は外来受診の窓口負担を最大でも月3千円とする激変緩和措置が設けられています。また、所見にもあったとおり、市町村と積極的に連携し、制度改正の周知を行うとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組を強化することですので、その点についてはよろしくお願いをしたいと思います。このような観点から、陳情第3号は、不採択とすべきものと考えます。

○委員長（寺田 弘子君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。本件は、意見書提出の賛否を問うものであるため、採択、不採択の2者択一となります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆

様の挙手を求めます。

(挙手少数)

賛成少数であります。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

○委員長（寺田 弘子君）

次に、陳情第4号について議題といたします。配付資料②の5ページを御覧ください。陳情の要旨等につきましては、書記に朗読させます。

光山書記長。

○書記長（光山 秀秋君）

陳情第4号、件名は、後期高齢者医療の健康診査の健診項目に、聴力検査を加えることを求める意見書提出の陳情です。

受理は令和4年8月23日、陳情者は、全日本年金者組合神奈川県本部 委員長村田泰子さんです。

陳情要旨は、「以下の内容で、国に対して意見書を提出すること。後期高齢者医療保険被保険者に聴力検査を健康診査の健診項目に加えて実施すること。」です。以上です。

○委員長（寺田 弘子君）

事務局見解の説明を求めます。

谷口事務局長。

○事務局長（谷口 千尋君）

陳情第4号について、当局の見解を申し上げます。後期高齢者の健康診査は、主に糖尿病や高血圧など生活習慣病の早期発見、早期治療による重症化予防を目的に、74歳以下を対象とする特定健診において国が示す基準項目に準じて実施しており、その財源は保険料と国庫補助となっております。国においては、健診の基準項目はその目的及び科学的知見等に基づき設定されており、現状では、生活習慣病と聴力の関連性に明らかなエビデンスがないとされていることから、現時点では基準項目に含めることは困難であると考えております。広域連合としましては、国に対して、個々の具体的な検査項目についてではなく、調査研究から得られるエビデンスに基づき、病気の発症リスクや費用対効果なども勘案しながら、75歳以上の高齢者の方に適した健診項目を検討していただきたいと要望しているところです。また、65歳から74歳までの方の加入率割合の高い市町村の国保においても、心身の活力が低下するフレイル予防を踏まえた項目の追加を要望されていると伺っており、こうしたことから、保険料への影響も踏まえつつ、今後も健診項目等について国の動向を注視してまいります。

なお、耳の聴こえの問題に限らず、認知機能の低下など、加齢とともに高齢者が生活上の課題を抱えていく状況にあっても、地域で孤立させることなく、お一人おひとりの生活の質の維持及び向上を図ることは重要であると考えておりますので、市町村との連携により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を更に推進してまいります。

○委員長（寺田 弘子君）

ただいま説明がありました。何か御質問はございませんか。

ないようですので、質問を終結します。

これより討論に移ります。討論はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤 貴子委員

平塚市議会の佐藤です。陳情第4号について、不採択とすべきとの立場から発言させていただきます。高齢者の難聴は、認知症の危険因子の一つに指摘されていると伺っており、重要な問題

であると認識しておりますが、健康診査の目的である生活習慣病との関連から考えますと、聴力検査を健診項目に追加することは、現状では難しいものと思われま。また、高齢者の特性に合った健診項目の要望は既になされているとのことですので、保険料への影響を含めて、国の動向については注視していく必要があると思ひます。以上のことから、陳情第4号は、現時点では不採択とすべきものと考えます。

○委員長（寺田 弘子君）

他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、討論を終結します。

これより採決に入ります。本件は、意見書提出の賛否を問うものであるため、採択、不採択の二者択一となります。採決の方法は挙手といたします。本件について、採択することに賛成の皆様は挙手を求めます。

（挙手なし）

賛成なしであります。よって本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

【閉会中継続審査について】

○委員長（寺田 弘子君）

次に、議題3の閉会中継続審査について、お諮りいたします。

議長に対し、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出をしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

【委員会報告書の作成について】

○委員長（寺田 弘子君）

最後に委員会報告書についてですが、委員会報告書の作成とその内容については、御一任いただきたく思ひます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

本日の議題は以上ですが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞様でございました。

午後4時40分 閉会

○審査結果

議 題	件 名	結 果
陳情第3号	10月からの後期高齢者医療の窓口負担2割に引き上げる改正法の実施の中止または延期を求める意見書提出の陳情	不採択
陳情第4号	後期高齢者医療の健康診査の健診項目に、聴力検査を加えることを求める意見書提出の陳情	不採択

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議会運営委員会委員長 寺 田 弘 子